

ID: 510

担当部署: 農政課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】 法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定) 第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積 (2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合 (3) 建設しようとする住宅の階数 (4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。 (2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。 (3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日